障発 0 2 0 4 第 1 号 平成 28 年 2 月 4 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」 の一部改正について

身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号「身体障害者障害程度等級表」については、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「身体障害認定基準」により取り扱っているところであるが、今般、身体障害認定基準の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成28年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に 規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合について は、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく 技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。 ○ 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(変更点は下線部)

新	旧
別紙	別紙
身体障害認定基準	身体障害認定基準
第 1 (略)	第1 (略)
第2 個別事項	第2 個別事項
一~四 (略)	一~四 (略)
五の臓の機能障害	五 内臓の機能障害
$1 \sim 6$ (略)	$1 \sim 6$ (略)
7 肝臓機能障害	7 肝臓機能障害
ア 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものを	
いう。	いう。
(ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が 7点以上であって、	
肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、	血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン
血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を	· — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
<u>含む3</u> 項目以上が <u>2</u> 点 <u>以上</u> の状態が、90 日以上の間隔をおい	をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
た検査において連続して2回以上続くもの。	(/) (m/z)
(イ) (略)	(イ) (略)
イ 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものを	イ 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものを
いう。	いう。
(ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が 7 点以上であって、	
F性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、	血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン
血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を	
含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおい	· — — — —
た検査において連続して2回以上続くもの。	
(イ) (略)	(イ) (略)
ウ 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものを	ウ 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものを

いう。

- (ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が 7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
- (イ) (略)
- エ 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
- (ア) Child-Pugh 分類(注 26)の合計点数が 7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
- (イ) (略)

才 (略)

(注 26) Child-Pugh 分類 (略)

六 (略)

いう。

- (ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が 10 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) (略)
- エ 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
- (ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が 10 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) (略)

才 (略)

(注 26) Child-Pugh 分類 (略)

六 (略)